

ミドルホーム富岡利用料金表

I 介護老人保健施設ミドルホーム富岡へ入所してサービスを受ける場合

1 介護保健施設サービス費

区分	項目	金額	備考
介護保健施設サービス費（個室利用者） 基本料金	要介護度 1	788円/日	<p>個室で介護保健施設サービスを受けている方が施設にお支払い頂く介護保健施設サービス費の利用者1割負担額です。</p> <p>※なお、次のいずれかに該当する方については、個室を利用されていても、下記（iv）の多床室利用者に係る基本料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等により個室への入所の必要がある者であって、個室への入所期間が30日以内である方。 ・著しい精神状況等により他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所が必要であると医師が判断した方。
	要介護度 2	863円/日	
	要介護度 3	928円/日	
	要介護度 4	985円/日	
	要介護度 5	1,040円/日	
介護保健施設サービス費（多床室利用者） 基本料金	要介護度 1	871円/日	<p>2人室・4人室で介護保健施設サービスを受けている方が施設にお支払い頂く介護保健施設サービス費の利用者1割負担額です。</p> <p>◎介護保健施設サービス費（ii）（iv）は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰・在宅療養支援等指標（別表参照）が60以上であること。 ・退所時指導及び退所後の状況確認を行っていること（別表参照）。 ・リハビリテーションマネジメントを行っていること（別表参照）。 ・地域貢献活動を行っていること（別表参照）。 ・充実したリハを行っていること。（別表参照） <p>といった要件を満たしている施設（「在宅強化型施設」）が算定できる料金になります。</p>
	要介護度 2	947円/日	
	要介護度 3	1,014円/日	
	要介護度 4	1,072円/日	
	要介護度 5	1,125円/日	

各種加算料金 (右記の加算項目に該当した場合にお支払いただきます。)	認知症ケア加算	76円/日	認知症専門棟利用となった場合、基本料金に左記金額を加算します。ケア内容の特徴などは、該当された方には別にご説明いたします。
	夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員を通常の夜勤体制よりも手厚く配置していることに対する加算です。基本料金に左記金額を加算します。各階の夜勤体制の詳細については、別にご説明いたします。
	外泊時費用	362円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、基本料金に代えて1日につき左記の金額となります。(1月に6日まで)
	外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	800円/日	外泊中に、外泊をされた方が当施設の提供する在宅サービスを利用された場合には、外泊初日と最終日を除き、基本料金に代えて1日につき左記の金額となります。(1月に6日まで) *外泊時費用を算定している際は算定しません。
	初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について1日につき左記金額を加算します。(Ⅱ)を算定している場合は、算定しません。
	初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所した日から起算して30日以内の期間については、基本料金に1日につき左記金額を加算します。
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回 (入所中1回を限度)	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、次に掲げる区分に応じて算定します。 (Ⅰ)：退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回 (入所中1回を限度)	(Ⅱ)：退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	試行的退所時指導加算	400円/回	退所が見込まれる入所者をその居宅に試行的に退所させた場合に、その退所時に、入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、最初に試行的退所を行った月から3月の間に限り1月に1回を限度として算定します。ただし、入所期間が1月を超える入所者。
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定。
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定。
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回 入所期間が1月を超える入所者(1回のみ)	(Ⅰ)：(Ⅱ)に加え提出、入所前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めることにより算定します。
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回 入所期間が1月を超える入所者(1回のみ)	(Ⅱ)：退所前に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行ない、連携して退所後の居宅サービスに関する調整を行うことにより算定します。
訪問看護指示加算	300円/回	退所時に医師が指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に算定します。 (1回のみ)	

再入所時栄養連携加算	200円/回	厚生労働省が定める特別食を必要とする者が退院する際に、当施設の管理栄養士が入院先の栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画を作成し再入所した場合、1回に限り算定します。
退所時栄養情報連携加算	70円/回	厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が診断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に1月につき1回を限度として算定します。
栄養ケア・マネジメント未実施減算	14円/日減算	医師、管理栄養士、看護師等が共同して、入所者一人一人の栄養状態を把握して栄養ケア計画を立案し、計画に従った栄養管理を行う栄養マネジメントが未実施の場合に減算します。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し食事の観察や調整等をおこなうこと。低栄養状態のリスクが低い入所者についても、変化を把握し早期対応すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報を栄養管理に活用することにより算定します。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	(Ⅰ): 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合、及び介護職員に技術的助言や指導を年2回以上行っている場合、介護職員からの相談に対応している場合に算定します。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	(Ⅱ): (Ⅰ)に加えて、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報を口腔衛生管理に活用することにより算定します。
経口移行加算	28円/日	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、180日を限度として算定します。
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して経口維持計画を作成し、経口による食事摂取のための管理を実施した場合に算定します。
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	(Ⅰ): 著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められること。 (Ⅱ): 摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法等により誤嚥が認められること。
療養食加算	6円/回	腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食などを医師の処方箋に基づき提供した場合に算定します。 * 1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位で算定します。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	(Ⅰ): 入所者ごとに褥瘡の発生に係るリスクの評価を少なくとも3月に1回行い、結果等を厚生労働省に提出し、必要情報を褥瘡管理に活用すること。褥瘡が認められる入所者、又はリスクがあるとされた入所者ごとに関連職種が

褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13円/月	共同して褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づいて褥瘡管理を実施し記録すること。少なくとも3月に1回は計画の見直しを行うこと。により算定できます。 (Ⅱ)：(Ⅰ)を満たし、入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡褥瘡が治癒したこと、又は発生するリスクがあるとされた入所者に、褥瘡発生がないことにより算定できます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上となった場合、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合に算定します。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	(Ⅰ)：排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについての評価を、入所時及び少なくとも3月に1回行い、結果等を厚生労働省に提出し、必要情報を排せつ支援に活用すること。要介護状態の軽減が見込まれる者について、関連職種が共同して支援計画を作成し支援を実施すること。少なくとも3月に1回計画の見直しを行うことにより算定します。 (Ⅱ)(Ⅲ)：(Ⅰ)を満たし、状態の悪化がなく、改善があった場合に算定します。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族へ説明し、継続的にリハビリテーションの質の管理をすること。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報をリハビリテーションの実施と定期的評価等の一連のプロセスに活用することにより算定します。 (Ⅰ)：口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に算定します。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報をリハビリテーションの実施と定期的評価等の一連のプロセスに活用することにより算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円/日	医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。

認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）	240円/日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、退所生活をする居宅又は社会福祉施設を訪問し、リハビリテーション計画を作成していること。入所日から3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に実施した場合に、1週に3日を限度として算定します。
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅱ）	120円/日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、入所日から3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に実施した場合に、1週に3日を限度として算定します。
若年性認知症入所者 受入加算	120円/日	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めサービス提供を行った場合に算定します。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	総入所者数のうち、日常生活に支障をきたすような症状の認知症の者の占める割合が1/2以上であり、専門的な認知症のケアを実施する体制が整い実施した場合に算定します。詳しくは、必要に応じてご説明いたします。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	
認知症チームケア 推進加算（Ⅰ）	150円/日	総入所者数のうち、日常生活に支障をきたすような症状の認知症の者の占める割合が1/2以上であり、専門的な認知症のケアを実施する体制が整い実施した場合に算定します。詳しくは、必要に応じてご説明いたします。 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。
認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	120円/日	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所サービスが必要であると判断した者に対して、サービスを提供した場合に、入所した日から7日間を限度として算定します。
緊急時治療管理	518円/日	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合に緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回、連続する3日を限定に算定します。
特定治療費	医科診療報酬 点数表に基づく	やむを得ない必要により、手術や注射、処置等を行った場合に算定します。算定する場合には、必要に応じて説明をさせていただきます。
所定疾患施設療養費 （Ⅰ）	239円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1月に1回を限度として算定します。1月に1回連続する7日間を限度として算定します。
所定疾患施設療養費 （Ⅱ）	480円/日	上記（Ⅰ）につき、診断や投薬・検査・注射・処置等を実施する施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に算定します。1月に1回連続する10日間を限度として算定します。

ターミナルケア加算	72円/日 死亡日31~45日	<p>医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した入所者であり、以下に示すことが行われている場合に算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護介護職員、支援相談員等が共同して随時入所者又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取り（ターミナルケア）ができるよう支援する。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容に沿って取り組みを行う。 ・入所者又はその家族等の同意を得て、本人の意思を尊重したターミナルケアに係る計画を作成して支援する。 ・サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
	160円/日 死亡日4~30日	
	910円/日 死亡日前日及び前々日	
	1,900円/日 死亡日	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円/回	入所後1月以内に、在宅での主治医に状況に応じて処方内容の変更を行う可能性があることについて合意を得、変更があった場合退所時又は退所後1月以内に主治医に情報を提供し、内容を記録することにより算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円/回	上記（Ⅰ）イの要件に基準に適合し、施設において、入所中に服薬薬剤の総合的な評価及び調整を行い、療養上必要な指導を行うことで算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円/回	上記（Ⅰ）を算定し、入所者の服薬情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって必要情報を活用することにより算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円/回	上記（Ⅰ）（Ⅱ）を算定し、6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を施設医師と在宅での主治医が共同して総合的に評価・調整し、入所中に内服薬の種類を減少させること。退所時に、入所時に比べ内服薬の種類を減少させることができていることにより算定します。
自立支援促進加算	300円/月	医師が定期的に入所者の医学的評価を行い、評価に基づいて医師や関連職種が共同して策定した支援計画に沿ったケアを実施していること。医学的評価の結果等を厚生労働省へ提出し、必要情報を活用していることにより算定。
安全対策体制加算	20円/回 (入所時に1回)	外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることにより算定します。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	入所者ごとの基本的な情報（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症やその他の心身状況等）を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たり、必要情報を活用することにより算定します。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	上記（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省へ提出していることにより算定します。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標（別表参照）が40以上であること。 介護保健施設サービス費の（ⅰ）（ⅲ）が算定できていること。 地域に貢献する活動を行っていること。 以上を満たしている場合に、介護保健施設サービス費（ⅰ）（ⅲ）の基本料金に加算します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標（別表参照）が70以上であること。 介護保健施設サービス費の（ⅱ）（ⅳ）が算定できていること。 以上を満たしている場合に、介護保健施設サービス費（ⅱ）（ⅳ）の基本料金に加算します。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険分支払額に7.1%を乗じた額	介護職員等の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。 なお、介護保険分支払額とは、「介護保健施設サービス費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。（「居住費」「食費」「その他の料金」は含まれません）
協力医療機関連携加算	100円/月 ※令和7年3月31日まで	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催していることを評価する加算です。協力医療機関が下記①～③の要件を満たす場合に算定します。 （協力医療機関の要件） ①入所者の病状等が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③入所者との病状が急変した場合に等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れ体制を確保していること。
	50円/日 ※令和7年4月1日以降	
	5円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・医療機関または、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 以上を満たしている場合に算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで算定します。

新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等が厚生労働省の定める感染症に感染した場合の相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上推進体制加算 (I)	100円/月	・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数台導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。
生産性向上推進体制加算 (II)	10円/月	・生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。

市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が2割と記載されている場合は、上記の額に2を乗じた額、3割と記載されている場合は、上記の額に3を乗じた額となります。

参考 算定要件等

※以下の要件に当てはめて、算定する基本料金のタイプ及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)及び(II)の種類を割り出しております。

	超強化型 在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(II)	在宅強化型 介護保健サービ ス費(ii)(iv)	加算型 在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(I)	基本型 介護保健サービ ス費(i)(iii)	その他型
在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)	70以上	60以上	40以上	20以上	
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	左記の要件を満たさない施設
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

別表 在宅復帰・在宅療養支援等指標

下記評価項目①～⑩について、項目に応じた値を足上げた値

評価項目	評価基準：点			
①在宅復帰率	50%超:20	30%超:10	30%以下:0	
②ベッド回転率	10%以上:20	5%以上:10	5%未満:0	
③入所前後訪問指導割合	35%以上:10	15%以上:5	15%未満:0	
④退所前後訪問指導割合	35%以上:10	15%以上:5	15%未満:0	
⑤居宅サービスの実施数	3:5	2:3※1	2:1	0:0
⑥リハ専門職の配置割合	5以上:5※2	5以上:3	3以上:2	3未満:0
⑦支援相談員の配置割合	3以上:5※3	3以上:3 ※4	2以上:1	2未満:0
⑧要介護4又は5の割合	50%以上:5	35%以上:3	35%未満:0	
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上:5	5%以上:3	5%未満:0	
⑩経管栄養の実施割合	10%以上:5	5%以上:3	5%未満:0	

- ※1 訪問リハビリテーションを含む2サービス
- ※2 PT,OT,ST いずれも配置していること
- ※3 社会福祉士の配置あり
- ※4 社会福祉士の配置なし

項目	算定要件
退所時指導等	・退所時指導 入所者の退所時に、入所者及びその家族に退所後の療養上の指導を行っていること ・退所後の状況確認 退所後30日以内にその居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月(要介護4・5については2週間)以上継続する見込みであることを確認し記録していること
リハビリテーションマネジメント	・作業療法・理学療法等のリハビリテーションを計画的に行い適宜その評価を行っていること。 ・医師が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、リハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中留意事項、中止基準、負荷量等のうちいずれか一つの指示を行うこと。
地域貢献活動	地域に貢献する活動を行っていること
充実したリハ	週3回程度以上のリハビリを実施していること

2 居住費〔居住に要する費用〕・食費〔食事の提供に要する費用〕（非課税）

◎居住費・食費については、所得の低い方〔特定入所者（負担限度額認定者）：第1段階～第3段階〕にその負担が重くなり過ぎないようにするために、お支払いいただく金額が利用者負担段階に応じて軽減されております。

利用者負担段階		居 住 費 〔居住に要する費用〕		食 費 〔食事の提供に 要する費用〕
		個 室	多 床 室 〔2人・4人部屋〕	
負担 限度 額 認 定 者	第1段階 例) 生活保護受給者の方等	550円/日	0円/日	300円/日
	第2段階 例) 年金収入80万円以下の方等	550円/日	430円/日	390円/日
	第3段階① 例) 年金収入80万円超 120万円 以下の方等	1,370円/日	430円/日	650円/日
	第3段階② 例) 年金収入120万円超	1,370円/日	430円/日	1,360円/日
負担限度額認定者以外の方 第4段階 例) 年金収入266万円超の方等		1,728円/日	437円/日	1,840円/日

※ 居住費については、午後入所の場合や午前退所の場合など、居住時間が一日に満たない場合であっても（居住時間に関わらず）、一日料金で徴収させていただきます。

※ 外泊期間中においても、居住費は徴収させていただきます〔外泊期間中は基本料金を徴収せず、居住費+外泊時加算負担金（料金表の「外泊時加算」等を参照）を徴収いたします〕。

※ 入所の方の食費については、午後入所して夕食から食事提供開始の場合や朝食を摂って午前退所の場合などであっても（食数に関わらず）一日料金を徴収させていただきます。

※ 食費には、利用者の全員を対象に提供されるおやつ代を含んでおります。

* 食費の額は、ミドルホーム富岡として現に食事を提供するのに必要な費用（食材料費+調理師の person 費）を勘案して設定しています。

* 第4段階に該当する方に対する「居住費」と「食費」については、全国の各施設ごとに独自の金額設定がなされています（全国統一料金ではありません）。

3 その他の料金

項 目	金 額	内 容 等
特別な室料 (個室) (2人部屋)	1,320円/日(税込) 825円/日(税込)	利用者からの特別な希望に基づいて提供される部屋の利用料です。 なお、認知症専門棟については特別な室料は徴収いたしません。
特別な食事費用	実 費(税込)	利用者が個人的な嗜好に基づいて選定する、特別な食事もしくはおやつを提供した場合。
※日用品費	150円/日	毎日の日常生活に必要な物品(歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、タオル(清拭用は除く)、ボディソープ、シャンプー、ハンドソープ、ポリドント、剃刀等)を提供するために係る料金です。
※洗濯代 【施設委託の場合】	○防寒着(ジャンパー等) 240円 ○ウール・セーター類 350円 ○トレーナー、ジャージ・パジャマの上着、ブラウス、ポロシャツ等 120円 ○各種ズボン(トレーナー・ジャージ・パジャマ等のズボン含む) 120円 ○バスタオル 120円 ○タオル(バスタオル以外) 40円 ○下着 90円 ○パンツ 60円 ○靴下(1足) 30円 ○上履き靴(1足) 240円	◎ <u>デリケートな衣類、特殊素材の使用された衣類、貴重な衣類や高価な衣類などについては、持ち込まないようにお願いしております。</u> なお、利用者の選択により持ち込まれた場合につきましては、それらの衣類の洗濯はご家庭でお願いします。 また、防寒着やウール・セーター類につきましても、ご家庭での洗濯をお願いしております。 * 家族洗濯の方であっても、失禁等の理由で衣類汚染が著しい場合など、やむを得ず施設洗濯にて対応させていただく場合があります。その際には、左記に対象となる料金を徴収させていただきます。
※理髪代	1,700円/回	施設が徴収し、明記額のまま理容業者に直接支払われる金額です。
美容代	実 費(税込)	利用者のご希望により白髪染め等を行った場合に、業者の設定した金額を施設が徴収して、そのままの額で業者に直接支払われる金額です。
家電持ち込み料	○テレビ 55円/日(税込) ○その他 22円/日(税込)	
通信費	実 費(税込)	電話使用料、切手、葉書等 (電話料) 地域内33円(税込) 地域外55円(税込)
各種診断書料・文書料	実 費(税込)	別紙参照
エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代込)	16,500円(税込)	お亡くなりになられた際における死後の処置に係る費用です。
エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代含まず)	13,200円(税込)	生前ご愛用されていた服や肌着等をご家族にご用意いただきます。
その他	実 費(税込)	(電池代) 110円/個
消費税	※印は非課税	

II 短期入所（ショートステイ）を利用する場合

1 介護老人保健施設短期入所療養介護費

区分	項目	金額	備考
介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii） 基本料金（個室利用者）	要介護度 1	819円/日	個室で介護老人保健施設短期入所療養介護サービスを受けている方が施設にお支払い頂く、介護老人保健施設短期入所療養介護費の利用者1割負担額です。
	要介護度 2	893円/日	
	要介護度 3	958円/日	
	要介護度 4	1,017円/日	
	要介護度 5	1,074円/日	
介護老人保健施設短期入所療養介護費（iv） 基本料金（多床室利用者）	要介護度 1	902円/日	2人室・4人室で介護老人保健施設短期入所療養介護サービスを受けている方が施設にお支払い頂く、介護老人保健施設短期入所療養介護費の利用者1割負担額です。
	要介護度 2	979円/日	
	要介護度 3	1,044円/日	
	要介護度 4	1,102円/日	
	要介護度 5	1,161円/日	
介護施設短期入所療養 特定介護老人保健	3時間以上4時間未満	664円	日帰りの短期入所療養介護を利用された場合に施設にお支払い頂く、特定短期入所療養介護費の利用者1割自己負担額です。
	4時間以上6時間未満	927円	
	6時間以上8時間未満	1,296円	

各種加算 (右記の加算項目に該当した場合にお支払いただきます。)	認知症ケア加算	76円/日	認知症専門棟利用となった場合、基本料金に左記金額を加算します。ケア内容の特徴などは、別にご説明いたします。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	総入所者数のうち、日常生活に支障をきたすような症状の認知症の者の占める割合が1/2以上であり、専門的な認知症のケアを実施する体制が整い実施した場合に算定します。詳しくは、必要に応じてご説明いたします。
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	
	重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である方に医学的管理の下、短期入所療養介護サービスを提供した場合に算定します。 ※常時頻回の喀痰吸引をしている方や経鼻胃管や胃ろうの方、褥そう(床ずれ)の治療をしている方など
		60円/日	特定短期入所療養介護利用時(日帰りで短期入所療養介護を利用した場合)の金額です。
	送迎加算	184円/片道	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を算定します。
	夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員を通常の夜勤体制よりも手厚く配置する体制が整った場合算定します。各階の夜勤体制の詳細については別にご説明いたします。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上となった場合、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上となった場合に算定します。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上となった場合に算定します。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合に算定します。
	療養食加算	8円/回	腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食などを医師の処方箋に基づき提供した場合に算定します。 *1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位で算定します。
	個別リハビリテーション実施加算	240円/日	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定します。
	緊急短期入所受入加算	90円/日	利用される方の状態やご家族の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認め、緊急に受入を行った場合に7日(家族の疾病等やむを得ない事情の場合14日)を限度に算定します。
	総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合、10日を限度として算定します。

口腔連携強化加算	50円/回 ※1月に1回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した際に算定します。
特定治療費	医科診療報酬点数表に基づく	やむを得ない必要により、手術や注射、処置等を行った場合に算定します。算定する場合には、必要に応じて説明をさせていただきます。
緊急時治療管理	518円/日 ※1月に1回連続する3日を限定	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合に緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合算定。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日 ※7日以内に限る	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所療養介護の利用が必要と判断した方が利用した場合に算定します。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めサービス提供を行った場合に算定します。
	60円/日	特定短期入所療養介護利用時(日帰りで短期入所療養介護を利用した場合)の金額です。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標(別表参照)が40以上であること。 介護老人保健施設短期入所療養介護費の(i)(iii)が算定できていること。 地域に貢献する活動を行っていること。 以上を満たしている場合に、介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)(iii)の基本料金に加算します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標(別表参照)が70以上であること。 介護老人保健施設短期入所療養介護費の(ii)(iv)が算定できていること。 以上を満たしている場合に、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)(iv)の基本料金に加算します。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	・(Ⅱ)の条件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数台導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険分支払額に7.1%を乗じた額	介護職員等の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。 なお、介護保険分支払額とは、「介護老人保健施設短期入所療養介護費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。(「滞在費」「食費」「その他の料金」は含まれません)

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。

市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が2割と記載されている場合は、上記の額に2を乗じた額、3割と記載されている場合は、上記の額に3を乗じた額となります。

※「重度療養管理加算」の算定対象となる厚生労働大臣が定める状態とは

以下のいずれかに該当する状態です。 ・常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈栄養を実施している場合 ・人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態 ・褥そう（床ずれ）に対する治療を実施している場合 ・気管切開が行われている状態

2 滞在費〔滞在中に要する費用〕・食費〔食事の提供に要する費用〕（非課税）

◎滞在費・食費については、所得の低い方〔特定入所者（負担限度額認定者）：第1段階～第3段階〕にその負担が重くなり過ぎないようにするために、お支払いいただく金額が利用者負担段階に応じて軽減されております。

利用者負担段階		滞 在 費 〔滞在中に必要な費用〕		食 費 〔食事の提供に必要な費用〕
		個 室	多 床 室 〔2人・4人部屋〕	
負担 限度 額 認 定 者	第1段階 例) 生活保護受給者の方等	550円/日	0円/日	300円/日
	第2段階 例) 年金収入80万円以下の方等	550円/日	430円/日	600円/日
	第3段階① 例) 年金収入80万円超120万円以下の方等	1,370円/日	430円/日	1,000円/日
	第3段階② 例) 年金収入120円超の方等	1,370円/日	430円/日	1,300円/日
負担限度額認定者以外の方				朝食 540円 昼食 700円 夕食 600円 〔1,840円/日〕
	第4段階 例) 年金収入266万円超の方等	1,728円/日	437円/日	

※滞在費については、午後入所の場合や午前退所の場合など、居住時間が一日に満たない場合であっても（居住時間に関わらず）、一日料金で徴収させていただきます。

※入所日並びに退所日の食費徴収の取り扱いは、実際にお摂りいただいた食分の食費を徴収いたします。

〔退所日の食費徴収の仕方〕

朝食を摂ってからの午前中退所であれば朝食代（540円）、昼食を摂ってからの午後退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）、夕食を摂ってからの夜間退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）＋夕食代（600円）を徴収いたします。

〔入所日の食費徴収の仕方〕

ご自宅で朝食を摂られてからの午前入所であれば昼食代〔700円〕＋夕食代〔600円〕、同様に朝食昼食を摂られてからの午後入所であれば夕食代（600円）を徴収いたします。

なお、利用者負担段階第1段階・第2段階・第3段階に該当する方については、それぞれの負担限度額を超えて費用が徴収されることはありません。（例えば、第2段階の方の場合、朝食＋昼食を摂ってからの午後退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）の1,240円の費用負担

額となりますが、実際に徴収される費用負担額は第2段階の食費負担限度額の600円となります。

※ 食費には、利用者の全員を対象に提供されるおやつ代を含んでおります。

※ 食費の額は、ミドルホーム富岡として現に食事を提供するのに必要な費用（食材料費＋調理師の人件費）を勘案して設定しています。

* 第4段階に該当する方に対する「滞在費」と「食費」については、全国の各施設ごとに独自の金額設定がなされています（全国统一料金ではありません）。

3 その他の料金

項 目	金 額	内 容 等
特別な室料 (個室) (2人部屋)	1,320円/日(税込) 825円/日(税込)	利用者からの特別な希望に基づいて提供される部屋の利用料です。 なお、認知症専門棟については特別な室料は徴収いたしません。
特別な食事費用	実 費(税込)	利用者が個人的な嗜好に基づいて選定する、特別な食事もしくはおやつを提供した場合。
※日用品費	150円/日	毎日の日常生活に必要な物品(歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、タオル(清拭用は除く)、ボディソープ、シャンプー、ハンドソープ、ポリデント、剃刀等)を提供するために係る料金です。
※洗濯代 【施設委託の場合】	○防寒着(ジャンパー等) 240円 ○ウール・セーター類 350円 ○トレーナー、ジャージ・パジャマの上着、ブラウス、ポロシャツ等 120円 ○各種ズボン(トレーナー・ジャージ・パジャマ等のズボン含む) 120円 ○バスタオル 120円 ○タオル(バスタオル以外) 40円 ○下着 90円 ○パンツ 60円 ○靴下(1足) 30円 ○上履き靴(1足) 240円	◎ <u>デリケートな衣類、特殊素材の使用された衣類、貴重な衣類や高価な衣類などについては、持ち込まないようにお願いしております。</u> なお、利用者の選択により持ち込まれた場合につきましては、それらの衣類の洗濯はご家庭でお願いします。 また、防寒着やウール・セーター類につきましても、ご家庭での洗濯をお願いしております。 * 家族洗濯の方であっても、失禁等の理由で衣類汚染が著しい場合など、やむを得ず施設洗濯にて対応させていただく場合があります。その際には、左記に対象となる料金を徴収させていただきます。
※理髪代	1,700円/回	施設が徴収し、明記額のまま理容業者に直接支払われる金額です。
美容代	実 費(税込)	利用者のご希望により白髪染め等を行った場合に、業者の設定した金額を施設が徴収して、そのままの額で業者に直接支払われる金額です。
家電持ち込み料	○テレビ 55円/日(税込) ○その他 22円/日(税込)	
通信費	実 費(税込)	電話使用料、切手、葉書等 (電話料) 地域内33円(税込) 地域外55円(税込)
各種診断書料・文書料	実 費(税込)	別紙参照

エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代込)	16,500円(税込)	お亡くなりになられた際における死後の処置に係る費用です。
エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代含まず)	13,200円(税込)	生前ご愛用されていた服や肌着等をご家族にご用意いただきます。
その他	実 費(税込)	(電池代)110円/個
消費税	※印は非課税	

Ⅲ 通所リハビリテーション（デイケア）を利用する場合

1 通所リハビリテーション費

○通所リハビリテーション費の利用者1割負担額です。

区分	項目	[所要時間]	[所要時間]	[所要時間]	[所要時間]	[所要時間]
		1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
通常規模型通所リハビリテーション費 (基本料金)	要介護1	369円/回	383円/回	486円/回	553円/回	622円/回
	要介護2	398円/回	439円/回	565円/回	642円/回	738円/回
	要介護3	429円/回	498円/回	643円/回	730円/回	852円/回
	要介護4	458円/回	555円/回	743円/回	844円/回	987円/回
	要介護5	491円/回	612円/回	842円/回	957円/回	1,120円/回

区分	項目	[所要時間]	[所要時間]
		6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
通常規模型通所リハビリテーション費 (基本料金)	要介護1	715円/回	762円/回
	要介護2	850円/回	903円/回
	要介護3	981円/回	1,046円/回
	要介護4	1,137円/回	1,215円/回
	要介護5	1,290円/回	1,379円/回

※ 上記の金額には、送迎を行った場合の料金も包括されています。

○通所リハビリテーションの延長加算

所要時間	料金	備考
8時間以上9時間未満の場合	50円/回	所要時間6時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行った場合に、算定されます。 指定通所リハビリテーションの所要時間と指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が8時間以上となる場合に、算定されます。
9時間以上10時間未満の場合	100円/回	
10時間以上11時間未満の場合	150円/回	
11時間以上12時間未満の場合	200円/回	
12時間以上13時間未満の場合	250円/回	
13時間以上14時間未満の場合	300円/回	

事業所が送迎を行わない場合	料金	備考
	片道につき、47円を減算	利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合に算定されます。

※運営規定に定める通常の事業の実施地域を越えて、厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住する者へのサービス提供を実施した場合には、一日につき所定の基本料金の5%の金額を所定の基本料金に加算させていただきます。(通常の事業の実施地域については、「運営規定」をご参照ください。)

区分	項目	金額	備考
各種加算 (右記の加算項目に該当した場合にお支払いただきます。)	栄養改善加算	200円/回 ※月2回まで。原則3月	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が関連職種と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく実施と定期的評価等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。必要に応じ居宅を訪問します。
	栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士、その他関連職種が共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者や家族へ説明し相談等に応じること、及び利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報を栄養管理に活用することにより算定します。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回 ※6月に1回を限度	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供することにより算定します。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円/回 ※6月に1回を限度	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供することにより算定します。
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/回 ※月2回まで。原則3月	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づく実施と定期的評価等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	155円/回 ※月2回まで。原則3月	(Ⅱ)上記の取組に加え計画等の情報を厚生労働省へ提出し、必要情報を口腔衛生管理に活用することにより算定します。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	160円/回 ※月2回まで。原則3月	詳しくは必要に応じてご説明いたします。

	一体的サービス提供加算	480円/月	<p>栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施していること。</p> <p>栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスいずれかのサービスを行う日を月に2回以上設けていること。</p> <p>栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。</p> <p>以上を満たす場合に通所リハビリテーション費に加えて算定します。</p>
	入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日	<p>入浴中の利用者の観察を含む入浴介助を行った場合に加算します。この場合の観察とは、自立生活支援のための見守り援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力向上のために利用者自身の力で入浴し、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行なうことにより、結果として身体に直接接触する介助を行わない場合でも加算されます。</p> <p>上記に加えて、利用者が居宅にて自身または家族等の介助によって入浴することができるよう、医師、作業療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室における動作や環境の評価を行い、利用者の身体の状態や環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行っている場合には、（Ⅱ）を算定します。</p>
	入浴介助加算（Ⅱ）	60円/日	
	リハビリテーション マネジメント加算（イ）	560円/月 （開始月から6月以内） 240円/月 （開始月から6月超）	* 詳細は別紙参照
	リハビリテーション マネジメント加算（ロ）	593円/月 （開始月から6月以内） 273円/月 （開始月から6月超）	
	リハビリテーション マネジメント加算（ハ）	793円/月 （開始月から6月以内） 473円/月 （開始月から6月超）	
	医師が利用者または その家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合	上記に加えて 270円/月	
リハビリテーショ ン提供体制加算	3時間以上 4時間未満	12円/回	
	4時間以上 5時間未満	16円/回	
	5時間以上 6時間未満	20円/回	
	6時間以上 7時間未満	24円/回	
	7時間以上	28円/回	
			<p>常時配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置できた回に算定します。</p>

短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。 * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しません。
理学療法士等体制強化加算	30円/日	作業療法士・理学療法士・言語聴覚士を常勤かつ専従で2名以上配置する体制が整った場合に1時間以上2時間未満のサービス利用をされた方に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円/日 （退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内）	施設基準に適合する通所リハビリテーション事業所において、認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、算定します。 * その他の算定要件は別紙参照
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920円/月 （退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内）	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円/月 （利用開始の属する月から6月以内）	* 詳細は別紙参照
移行支援加算	12円/日	* 詳細は別紙参照
中重度者ケア体制加算	20円/日	指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している場合に、算定されます。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上である場合に、算定されます。 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上確保している場合に、算定されます。
重度療養管理加算	100円/日	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の方で、要介護3、要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である方に医学的管理の下、通所リハビリテーションを提供した場合に算定します。 ※常時頻回の喀痰吸引をしている方や経鼻胃管や胃ろうの方、褥そう（床ずれ）の治療をしている方など。詳細は、短期入所療養介護の料金表の『「重度療養管理加算」の算定対象となる厚生労働大臣が定める状態とは』を参照下さい。

若年性認知症利用者受入加算	60円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めサービス提供を行った場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとの基本的な情報（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症やその他の心身状況等）を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、必要情報を活用することにより算定します
退院時共同指導加算	600円/回	利用者が退院するにあたり、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上となった場合、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上となった場合、または直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上となった場合に算定します。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険分支払額に8.3%を乗じた額	介護職員等の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。なお、介護保険分支払額とは、「通所リハビリテーション費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。（「食費」「その他の料金」は含まれません）

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。

市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が2割と記載されている場合は、上記の額に2を乗じた額、3割と記載されている場合は、上記の額に3を乗じた額となります。

2 その他の料金

項 目	金 額	内 容 等
※食事の提供に要する費用〔食費〕	○朝食 540円/食 ○昼食 700円/食 ○夕食 600円/食	食費は、ミドルホーム富岡として食事を提供するのに必要な費用（食材料費＋調理師の人件費）を勘案して定めています。
特別な食事費用	実 費（税込）	利用者が選定する特別な食事を提供した場合。
※日用品費	50円/日	日常生活に必要な物品（タオル（清拭用は除く）、ボディソープ、シャンプー、ハンドソープ、剃刀等）を提供するために係る料金です。
※オムツ代 【施設委託の場合】	○布オムツ代 23円/枚 ○尿取りパット 35円/枚 ○紙オムツM 179円/枚 ○紙オムツL 192円/枚 ○はくパンツM 211円/枚 ○はくパンツL 233円/枚 ○フラットタイプ 55円/枚	使用枚数に応じて徴収します。 （左記価格は処理代を含む）
※理髪代	1,700円/回	施設が徴収し、明記した額のまま理容業者に直接支払われる金額です。
美容代	実 費（税込）	利用者のご希望により白髪染め等を行った場合に、業者の設定した金額を施設が徴収して、そのままの額で業者に直接支払われる金額です。
通信費	実 費（税込）	電話使用料、切手、葉書等 （電話料）地域内33円（税込） 地域外55円（税込）
その他	実 費（税込）	（電池代）110円/個 （各種診断書料・文書料）別紙参照
消費税	※印は非課税	

IV 要支援1・2の方が短期入所（ショートステイ）を利用する場合

1 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

区分	項目	金額	備考
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) (個室利用者)	要支援1	632円/日	個室で介護予防短期入所療養介護サービスを受けている方が施設にお支払い頂く、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費の利用者1割負担額です。
	要支援2	778円/日	
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv) (多床室利用者)	要支援1	672円/日	2人室・4人室で介護予防短期入所療養介護サービスを受けている方が施設にお支払い頂く、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費の利用者1割負担額です。
	要支援2	834円/日	

各種加算 (右記の加算項目に該当した場合にお支払いいただきます。)	送迎加算	184円/片道	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を算定します。
	緊急時治療管理加算	518円/日	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合に緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回連続する3日を限定に算定します。
	療養食加算	8円/回	腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食などを医師の処方箋に基づき提供した場合に算定します。 *1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位で算定します。
	個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定します。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため緊急に短期入所の利用が必要と判断した者が利用した場合7日以内に限り算定します。
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めサービス提供を行った場合に算定します。
	夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員を通常の夜勤体制よりも手厚く配置する体制が整った場合算定します。各階の夜勤体制の詳細については別にご説明いたします。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上となった場合、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上となった場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合に算定します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標（別表参照）が40以上であること。 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費の（ⅰ）（ⅲ）が算定できていること。 地域に貢献する活動を行っていること。 以上を満たしている場合に、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）（ⅲ）の基本料金に加算します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標（別表参照）が70以上であること。 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費の（ⅱ）（ⅳ）が算定できていること。 以上を満たしている場合に、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）（ⅳ）の基本料金に加算します。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	総入所者数のうち、日常生活に支障をきたすような症状の認知症の者の占める割合が1/2以上であり、専門的な認知症のケアを実施する体制が整い実施した場合に算定します。詳しくは、必要に応じてご説明いたします。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において行うこととなっていない介護予防短期入所療養介護を行った場合、10日を限度として算定します。
特定治療費	医科診療報酬点数表に基づく	やむを得ない必要により、手術や注射、処置等を行った場合に算定します。算定する場合には、必要に応じて説明をさせていただきます。
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した際に算定します。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	（Ⅱ）の条件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数台導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。

	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10円/月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 以上を満たしている場合に算定します。
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護保険分支払額 に7.1%を乗じた額	介護職員等の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。なお、介護保険分支払額とは、「介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。（「滞在費」「食費」「その他の料金」は含まれません）

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。

市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が2割と記載されている場合は、上記の額に2を乗じた額、3割と記載されている場合は、上記の額に3を乗じた額となります。

2 滞在費〔滞在に要する費用〕・食費〔食事の提供に要する費用〕（非課税）

◎滞在費・食費については、所得の低い方〔特定入所者（負担限度額認定者）：第1段階～第3段階〕にその負担が重くなり過ぎないようにするために、お支払いいただく金額が利用者負担段階に応じて軽減されております。

利用者負担段階		滞 在 費 〔滞在に必要な費用〕		食 費 〔食事の提供に 必要な費用〕
		個 室	多 床 室 〔2人・4人部屋〕	
負担 限度 額 認 定 者	第1段階 例)生活保護受給者の方等	550円/日	0円/日	300円/日
	第2段階 例)年金収入80万円以下の方等	550円/日	430円/日	600円/日
	第3段階① 例)年金収入80万円超120万円以下の方等	1,370円/日	430円/日	1,000円/日
	第3段階② 例)年金収入120万円超の方等	1,370円/日	430円/日	1,300円/日
負担限度額認定者以外の方				朝食 540円 昼食 700円 夕食 600円 〔1,840円/日〕
第4段階 例)年金収入266万円超の方等		1,728円/日	437円/日	

※滞在費については、午後入所の場合や午前退所の場合など、居住時間が一日に満たない場合であっても（居住時間に関わらず）、一日料金で徴収させていただきます。

※入所日並びに退所日の食費徴収の取り扱いは、実際にお摂りいただいた食分の食費を徴収いたします。

〔退所日の食費徴収の仕方〕

朝食を摂ってからの午前中退所であれば朝食代（540円）、昼食を摂ってからの午後退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）、夕食を摂ってからの夜間退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）＋夕食代（600円）を徴収いたします。

〔入所日の食費徴収の仕方〕

ご自宅で朝食を摂られてからの午前入所であれば昼食代〔700円〕＋夕食代〔600円〕、同様に朝食昼食を摂られてからの午後入所であれば夕食代（600円）を徴収いたします。

なお、利用者負担段階第1段階・第2段階・第3段階に該当する方については、それぞれの負担限度額を超えて費用が徴収されることはありません。（例えば、第2段階の方の場合、朝食＋昼食を摂ってからの午後退所であれば朝食代（540円）＋昼食代（700円）の1,240円の費用負担額となりますが、実際に徴収される費用負担額は第2段階の食費負担限度額の600円となります。

※ 食費には、利用者の全員を対象に提供されるおやつ代を含んでおります。

※ 食費の額は、ミドルホーム富岡として現に食事を提供するのに必要な費用（食材料費＋調理師の人件費）を勘案して設定しています。

* 第4段階に該当する方に対する「滞在費」と「食費」については、全国の各施設ごとに独自の金額設定がなされています（全国統一料金ではありません）。

3 その他の料金

項 目	金 額	内 容 等
特別な室料 (個室) (2人部屋)	1,320円/日(税込) 825円/日(税込)	利用者からの特別な希望に基づいて提供される部屋の利用料です。 なお、認知症専門棟については特別な室料は徴収いたしません。
特別な食事費用	実 費(税込)	利用者が個人的な嗜好に基づいて選定する、特別な食事もしくはおやつを提供した場合。
※日用品費	150円/日	毎日の日常生活に必要な物品(歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、タオル(清拭用は除く)、ボディソープ、シャンプー、ハンドソープ、ポリドント、剃刀等)を提供するために係る料金です。
※洗濯代 【施設委託の場合】	○防寒着(ジャンパー等) 240円 ○ウール・セーター類 350円 ○トレーナー、ジャージ・パジャマの上着、ブラウス、ポロシャツ等 120円 ○各種ズボン(トレーナー・ジャージ・パジャマ等のズボン含む) 120円 ○バスタオル 120円 ○タオル(バスタオル以外) 40円 ○下着 90円 ○パンツ 60円 ○靴下(1足) 30円 ○上履き靴(1足) 240円	◎ <u>デリケートな衣類、特殊素材の使用された衣類、貴重な衣類や高価な衣類などについては、持ち込まないようにお願いしております。</u> なお、利用者の選択により持ち込まれた場合につきましては、それらの衣類の洗濯はご家庭でお願いします。 また、防寒着やウール・セーター類につきましても、ご家庭での洗濯をお願いしております。 *家族洗濯の方であっても、失禁等の理由で衣類汚染が著しい場合など、やむを得ず施設洗濯にて対応させていただく場合があります。その際には、左記に対象となる料金を徴収させていただきます。
※理髪代	1,700円/回	施設が徴収し、明記額のまま理容業者に直接支払われる金額です。
美容代	実 費(税込)	利用者のご希望により白髪染め等を行った場合に、業者の設定した金額を施設が徴収して、そのままの額で業者に直接支払われる金額です。
家電持ち込み料	○テレビ 55円/日(税込) ○その他 22円/日(税込)	
通信費	実 費(税込)	電話使用料、切手、葉書等 (電話料)地域内33円(税込) 地域外55円(税込)
各種診断書料・文書料	実 費(税込)	別紙参照
エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代込)	16,500円(税込)	お亡くなりになられた際における死後の処置に係る費用です。
エンゼルケア料 (寝巻き・さらし代含まず)	13,200円(税込)	生前ご愛用されていた服や肌着等をご家族にご用意いただきます。
その他	実 費(税込)	(電池代)110円/個
消費税	※印は非課税	

V 要支援1・2の方が通所リハビリテーション（デイケア）を利用する場合

1 介護予防通所リハビリテーション費

○介護予防通所リハビリテーション費の利用者1割負担額です。

区分	項目	金額
基本料金	要支援1	2,268円/月 利用開始月の属する月から12月超える利用の場合 120円/月減算 ただし、算定要件を満たした場合、減算はありません。
	要支援2	4,228円/月 利用開始月の属する月から12月超える利用の場合 240円/月減算 ただし、算定要件を満たした場合、減算はありません。

※ 介護予防通所リハビリテーション費は、1月につき上記の金額となります。

（利用回数は関係ありません）

※ 上記の金額には、送迎、入浴を行った場合の料金も包括されています。

※ 運営規定に定める通常の事業の実施地域を越えて、厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住する者へのサービス提供を実施した場合には、一日につき所定の基本料金の5%の金額を所定の基本料金に加算させていただきます。（通常の事業の実施地域については、「運営規定」をご参照ください。）厚生労働大臣が定める中山間地域等については、必要に応じてご説明します。

※ 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合の減算を行わない理由

- ・3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、該当リハビリテーション会議の内容を記録すると共に、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
- ・利用者ごとのリハビリテーション計画等の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリテーション提供に当たって、当該その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

区分	項目	金額	備考
（右記の加算項目に該当した場合にお支払いいただけます。） 各種加算料金	若年性認知症利用者受入加算	240円/月	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めサービス提供を行った場合に算定します。
	退院時共同指導加算	600円/回	利用者が退院するにあたり、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り算定します。
	栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士、その他関連職種が共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者や家族へ説明し相談等に応じること、及び利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要情報を栄養管理に活用することにより算定します。
	栄養改善加算	200円/月	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア

			計画を作成し、これに基づく実施と定期的評価等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。 必要に応じ居宅を訪問します。
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回 ※6月に1回を限度		利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供することにより算定します。
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	5円/回 ※6月に1回を限度		栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供することにより算定します。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/月 ※月2回まで。原則3月		口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づく実施と定期的評価等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。 (Ⅱ)上記の取組に加え計画等の情報を厚生労働省へ提出し、必要情報を口腔衛生管理に活用することで算定します。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/月 ※月2回まで。原則3月		口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づく実施と定期的評価等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。 (Ⅱ)上記の取組に加え計画等の情報を厚生労働省へ提出し、必要情報を口腔衛生管理に活用することで算定します。
一体的サービス提供加算	480円/月		栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施していること。 栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスいずれかのサービスを行う日を月に2回以上設けていること。 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。 以上を満たす場合に通所リハビリテーション費に加えて算定します。
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	要支援1	88円/月	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上となった場合、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上となった場合に算定します。
	要支援2	176円/月	
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	要支援1	72円/月	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上となった場合に算定します。
	要支援2	144円/月	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	要支援1	24円/月	当事業所における介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%

	要支援2	48円/月	以上となった場合、または直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上となった場合に算定します。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月 (利用開始日の属する月から6月以内)	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士等が配置されていること。 生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーション計画書を予め定めてリハビリを提供していること。 リハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告していること。 医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、居宅を訪問し生活行為の評価をおおむね1月に1回以上行うこと。 を実施している場合に算定します。
	科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとの基本的な情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症やその他の心身状況等)を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、必要情報を活用することにより算定します 介護職員の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。 なお、介護保険分支払額とは、「介護予防通所リハビリテーション費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。(「食費」「その他の料金」は含まれません)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険分支払額に8.3%を乗じた額	介護職員等の更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とした加算です。なお、介護保険分支払額とは、「介護予防通所リハビリテーション費」に「各種加算」「減算」を加えた額のことをいいます。(「食費」「その他の料金」は含まれません)

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。

市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が2割と記載されている場合は、上記の額に2を乗じた額、3割と記載されている場合は、上記の額に3を乗じた額となります。

2 その他の料金

項 目	金 額	内 容 等
※食事の提供に要する費用〔食費〕	○朝食 540円/食 ○昼食 700円/食 ○夕食 600円/食	食費は、ミドルホーム富岡として食事を提供するのに必要な費用（食材料費+調理師の人件費）を勘案して定めています。
特別な食事費用	実 費（税込）	利用者が選定する特別な食事を提供した場合。
※日用品費	50円/日	日常生活に必要な物品（タオル（清拭用は除く）、ボディソープ、シャンプー、ハンドソープ、剃刀等）を提供するために係る料金です。
※オムツ代 【施設委託の場合】	○布オムツ代 23円/枚 ○尿取りパット 35円/枚 ○紙オムツM 179円/枚 ○紙オムツL 192円/枚 ○はくパンツM 211円/枚 ○はくパンツL 233円/枚 ○フラットタイプ 55円/枚	使用枚数に応じて徴収する。（左記価格は処理代を含む）
※理髪代	1,700円/回	施設が徴収し、明記した額のまま理容業者に直接支払われる金額です。
美容代	実 費（税込）	利用者のご希望により白髪染め等を行った場合に、業者の設定した金額を施設が徴収して、そのままの額で業者に直接支払われる金額です。
通信費	実 費（税込）	電話使用料、切手、葉書等 （電話料）地域内33円（税込） 地域外55円（税込）
その他	実 費（税込）	（電池代）110円/個 （各種診断書料・文書料）別紙参照
消費税	※印は非課税	

別紙

リハビリテーションマネジメント加算

□リハビリテーションマネジメント加算(イ)を算定する場合(算定要件)

- 医師が、リハビリ専門職に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうち、いずれか1つ以上の指示を行っており、その内容について記録している。
- リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的見地から利用者の状況等に関する情報を、利用者及びその家族、医師、リハビリ専門職、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所の担当者等と共有し、記録している。
※なお、リハビリテーション会議については、テレビ電話等を活用して行うことがあります。その際、利用者やその家族が参加する場合には、テレビ電話等の活用についての同意を取らせていただきます。
- リハビリテーション計画について、リハビリ専門職が、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ると共に、説明した内容等について医師へ報告している。
- 利用開始から6か月以内は「1か月に1回」、それ以降は「3か月に1回」リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を適宜見直している。
- リハビリ専門職が介護支援専門員に対し、リハビリテーションの観点から「利用者の有する能力」「自立のために必要な支援方法」「日常生活上の留意点」に関する情報提供を行っている。
- リハビリ専門職が利用者宅を訪問し、他の居宅介護サービスのスタッフ又は家族に対し、リハビリテーションの観点から「介護の工夫等に関する指導」及び「日常生活の留意点に関する助言」を行っている。

□リハビリテーションマネジメント加算(ロ)を算定する場合(算定要件)

- リハビリテーションマネジメント加算(イ)の各要件を満たしている。
- 利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出するとともに、リハビリ提供に当たり、当該情報、その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。(LIFE への情報提出と、フィードバック情報を踏まえた PDCA サイクルの実施)

別紙

□リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定する場合（算定要件）

- リハビリテーションマネジメント加算（ロ）の各要件を満たしている。
- 事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- 利用者毎に、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。
- 利用者毎に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
- 利用者毎に、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。

□リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合を算定する場合（算定要件）

- リハビリテーションマネジメント加算（イ）の「リハビリ専門職によるリハビリテーション計画の説明」以外の要件を満たしている。
- リハビリテーション計画の説明を医師が行い同意を得ている。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

□認知症短期集中リハビリテーション（Ⅰ）を算定する場合（算定要件）

- 認知症であると医師が診断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションを集中的に行った場合。
- 1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。

□認知症短期集中リハビリテーション（Ⅱ）を算定する場合（算定要件）

- 認知症であると医師が診断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改

別紙

善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションを集中的に行った場合。

- 1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。
- リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。
- 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかを算定していること。

生活行為向上リハビリテーション実施加算

□生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定する場合（算定要件）

- 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士、言語聴覚士が配置されている。
- 生活行為の内容の充実を図るための目標や目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所等が記載されたりハビリテーション実施計画を定めてリハビリテーションを提供している。
- リハビリテーション実施計画で定めたりハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告している。
- リハビリテーションマネジメント加算（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかを算定している。
- 当施設の医師又は医師の指示を受けたりハビリ専門職が、利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施している。

移行支援加算

□移行支援加算を算定する場合（算定基準）

- 移行支援加算は、利用者のADL（日常生活動作）が向上し、社会参加に資する取り組みに移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものですので、算定要件を満たしている場合には、利用者全員に算定させていただくこととなります。（同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利用者があることはできません）

別紙

- 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーションの提供を終了者に対して、電話等により、通所介護等の実施状況を確認し、記録する。
- リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する。
- 12月を利用者の平均利用延月数で除して得た数が27%以上である場合。

別紙

各種診断書料・文書料

診断書名	料金
○入所証明書	2, 200円
○診断書（成年後見用含む） ○死亡診断書	5, 500円

※その他、内容につきましては窓口にお問い合わせください。